

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

♣ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

SINCE MAY 2012



定期総会での講演 2 報の報告(2019年7月19日発行版の付録)

青田恵子さん特別講演 & 島田広弁護士の特別報告

さる6月1日(土)に裁判の会の定期総会を行いました。その際に福島から滋賀県大津市に避難されている青田恵子さんの特別講演をいただき、さらに総会では昨年7月に最高裁上告を断念した大飯3、4号機差止訴訟の弁護団長である島田広弁護士から「原発訴訟はなぜ勝てないか？どうすれば勝てるか」と題して特別報告をいただきました。時間をおかずにこの2つの講演の記録を作成する予定だったのですが、多々事情により完成が遅れ、9月に入ってようやく完成しました。

以下のとおり報告させていただきます。なお、多少の編集は施してあります。文責はすべて編集子(小野寺和彦)にあります。

特別講演

福島からの避難民として

今思うこと

青田恵子さん

■1年もすれば帰れると

私は福島県南相馬市から滋賀県に避難して8年になります。まさか8年もいるとは思いませんでした。

た。当初は「1年もすれば放射能が拡散して薄くなり、帰れるだろうな」と非常に幼稚な発想をしていました。しかしそれは私だけではなく、多くの人がそのような考えでいたようです。

我が家か20キロ内外という近くに原発が10基もあったのです。南相馬市は原発から10数キロから30キロの間に3つの町が合併して南相馬市になりました。私の実家は小高町、一番原発に近い町です。そして私が結婚して住んでいたところは原町市で次に遠いところ。一番遠いところが鹿島町です。

その3つが合併して南相馬市となり、海岸線の非常に長い自治体が誕生しました。そのため津波の被害が大きくて、五百数十名の住民が犠牲になりました。私たちは翌日まで津波が起こったことすらも知らないで過ごしていました。たった3キロ先にまで津波が来ていたことを知ったのは翌日なのです。原発事故が起きてから家の周辺を右往左往又は家の中にじっとしていながら5日間を過ごしたことを今は後悔しております。

■避難のストレスで過食に！

実はここに展示していただいた布絵・・・こういう言葉があるのかどうか知りません。ただのぼろきれで作った布の絵だから「布絵」と私流に勝手に付けた名前なんです、こういうことは私は避難するまではほとんどやったことはありませんでした。夫に言わせれば、避難当初は私は非常に過食になっていたそう。何かを安定させるために食べまくっていたのでしょね。最初宮城県に2か月間避難した後に滋賀県に来たのですが、「今日からマスクをしないで過ごせるんだ」というのが一番の解放感でした。福井県を通過する北陸道を通って逃げてきたにもかかわらず、福井県の原発銀座の若狭地方のすぐ近くを通ってきたにもかかわらず、そんなものはちっとも目に入らず、後で「あなたは何で福島から逃げてきたのに、原発が集中立地する福井県のそばに来たんだ」と言われたものです。滋賀県に来た当初はそんなことは全く考えずに、とにかくマスクをしなくてもよいということが嬉しくて仕方なかったです。

■「布絵」を始める

福島県では今、災害関連死が3千人を超えています。これは宮城県・岩手県をはるかに超えて断トツ一位なんです。他県は横ばいなのに、福島県は増えているんです。それは後から届けられる情報で分かったことなのですが、滋賀県に避難した当座は私は過食、そして夫は不眠症に悩まされ、昼夜逆転のよ

うな状況でした。ある友達が「あなた良いところに避難したわね。そんなきれいな琵琶湖のそばだったらあちこち見て回って楽しんだら」と励ましてくれたのですが、私はどこにも行く気がしない、景色をみて楽しんだり京都へ行って歴史的な建築物を鑑賞したいなどという気持ちが全くおきない状態でした。ただじっと引きこもっていたように思います。

そんな折に、自分や娘の古着、それから洋裁をやっていたものですから裁ちくずなどを利用して、廃物利用でA4判のユーパックの裏を再利用して、その上に切り刻んだ布をぺたぺたと張ったものを何するわけでもなくやっていました。あるときそれを見た方が脱原発の集会などや映画鑑賞などで展示したらというお話をいただきました。見せるために作ったわけでもないので、額にも何にも入っていません。そこでホームセンターで安い額を買って布絵をそれに入れて会場に数点展示したのが始まりでした。今度はそれを見た方から、あなたは避難者なんだから、布絵にその思いを込めてみたらどうかという助言をいただいたのです。それで思いのままに日記の代わりのように書いたのが絵に添えられた文言になったわけです。そんなことから始まった布絵ですけれど、いろんなところで活用していただいて有難く思います。

■もごくてしょうがない・・・

私の町のことですが、ご存知の方もおありと思いますが、旧相馬郡という「馬」の町なんです。相馬野馬追祭りというお祭りが有名なのですが、騎馬武者が甲冑を着て馬に乗るわけですが、馬が約500騎集まる大変勇壮な行列なんです。でもあの事故以来1年目はさすがにできず。今は細々と再開しているようです。本来はこんなところにお客様をお呼びするのはどうかとも思うのですが、復興という名のもとに空間線量もどの程度下がったのがはっきりしななから行われています。小高浮舟城のある小高町というのが私の生まれ育った小さな町です。それが一夜にして人の住めない町になってしまった。相馬

弁でいうと「もごい」という言葉があります。「哀れ 悲しい」というような意味です。「むごい」とは違う のです。「むごい」は「悲惨な」といった意味でしょ うか。「何で自分の故郷がもごくてもごくてしょうが ないんだ」と思うのです。今もその気持ちは変わり ません。

■今も続く福島切り捨て

福島で今問題となっているのは、急性心筋梗塞で す。全国のワーストワンなのです。あまりにも多い ので「急性心筋梗塞」が福島の風土病にされようと しているのです。結局放射能との因果関係を認めたく ないということなのでしょう。死因不明などとされ ることが多いようです。今月の週刊金曜日の記事 ですが、「急性心筋梗塞ワースト1」で福島県が放つ た奇策：死因不明の「福島病」という記事です。

私の近くに原発の立地地域である双葉郡がありま す。ここから会報が送られてくるのです。これは原発 に一番近い情報ではないかと思うのですが、高度 被ばく医療センターというのが発足したのですが、 その初代センター長に山下俊一氏がなりました。こ の人は3.11の後、長崎大学から福島県立医科大学 へ来た方ですが、私たちは長崎から来た先生だから 被ばくのことに詳しいのだろうと、そして少なくとも 被ばくした側に立ってくれる人だろうと思っており ました。ところが驚いたことに「放射能はニコニコ 笑っている人には来ません」などと言ったので す。これは有名になりましたね。そういう先生がこの 高度被ばく医療センターの初代センター長になっ たのです。

震災の当初の話になります。私たちは青森から房 総半島まで震度6~7の襲われたわけですが、そんな 地震に襲われるとは思ってもみませんでした。こ れは日本の誰にでも起こりうることなのです。こ れが地震と津波だけならば再生はできるでしょう が、その後の原発事故なのですが、私たちはあんな 近くにいながら情報をもらったのは爆発の後でし た。東電の社員は地震直後に一番に逃げ出していま

す。そのときに東電社員の家族も逃げ出したと聞いて います。それは原発の壊れ方をみてこれはもうだ めだと悟ったからではないかと思えます。我々はそ んなことつゆ知らず。あの爆発があり、爆発音を聞 いて、白い煙があがったのをみて、「これは大きな花 火が遠くであがったのではないか」などという能天 気なことを考えていたときに実は大変なことが起き ていたわけです。SPEEDIという放射能の拡散を予 測したデータを公表しなかったために、あえて汚染 の一番ひどい飯館村に避難してしまって多くの悲劇 が生まれました。

飯館村で明日から全村避難だという前夜に102歳 の老人が「少し長く生き過ぎた」という言葉を残し て自死されました。その老人のお嫁さんが、原発事 故の関連死ということで裁判に訴え、それが認めら れました。ところがそのお嫁さんに対するバッシング が大変なものでした。本来の悲劇に目を向けない で、「金が欲しくてやったんだろう」といった言葉 で、訴えたお嫁さんの方に矛先を向けるということ がありました。

それからいわき市へ避難した人たちがいました。 福井でそういう習慣があるかどうか分からないので すが、引っ越ししたり新築したりするときには、近 所に手ぬぐいやタオルを持ってご挨拶回りをする という習慣が福島にはありました。それをしました ら、翌日に配ったものがすべて玄関先に積まれてい たということがありました。それから家の壁に「原 発賠償御殿・・・仲良くしない」という落書きがさ れていたそうです。

それから福島の人々の気持ちを端的に表した生々し い声を紹介します。先日「オシドリマコケン」さん がの講演が大津市であったのですが、そこで福島の 農民連と国とのやり取りを動画に残していたんです ね。農民連は怒っています。福島の農産物や魚の放 射能レベルの出荷基準をどうするかが問題となっ ているが、一番肝心なそれを作る人間の健康が全く無 視されているのです。それで農民連は土壌の表層 の測定をしてくれと何度も国に申し入れしているの

ですが、国は測ろうとしていません。結局、空間線量や果物の線量ばかりが表に出て、それを作る農民の命がないがしろにされているというやり取りの生々しい動画でした。ここに『福島を切り捨てるのですか』（かもがわブックレット）という1冊のブックレットがあります。この本の内容が今の福島の実態ではないかと思うのです。これは相馬市で鮮魚店を営んでおられ、生業訴訟をやっている中島さんという原告団長さんが書いておられるのです。中島さんは浪江町で自動車修理業を営み、現在は福島市の借り上げ住宅に住むご夫婦のことを書いています。

「(奥さんが) 避難生活が長く続くうちに血圧、心臓、糖尿病、全部だめになってむくんでんの。こんなときにクルマの事故でもやったら大変だからと、部屋さこもっているうちに喧嘩ばかりするようになる。だんだんうつになる。こんな状態のまま帰れねえなんと言われることになったら、死ぬかもしねえな」とその夫は語っている。

■本当に悪いのは誰！？

それと福島でお米からセシウムが出たという問題がありました。私はメディアの報道の仕方に本当に憤りを覚えるのですが、セシウムが出たのは中通りの伊達市というところ。田んぼからセシウム米がでたということで大騒ぎになりました。このセシウム米を作った農家が悪いのでしょうか。農家は何も悪くないわけです。責任は東電にあるわけです。ところがメディアは「お宅のところたんぼからセシウムが出ましたけどどう思われますか」と質問するんです。農民は答えようがないでしょう。ネットには「そういうコメは自分たちで食べ」とか「流通させるな」とか農家を攻撃するんですね。こういうことになったのは誰のせいなんだろうというところに目を向けずに、農家に攻撃の矛先を向けるということが普通に行われている。恐ろしいことだと思いました。

福島は今、復興の名の下にいろんなことが行われています。誰のための復興なのか。ゼネコンが大儲

けするような巨大な防波堤とか、かさ上げた道路がどんどんできています。こんな大きな道路を作って何を運ぶんだろうかと考えていたんです。その道路を作るのは人間が便利になるためではなくて、除染土をどんどん運ぶことが主な理由だったようです。土地は限られていますから、除染土は積み上げられて異様な風景となっているわけです。あまりにも大量の黒い袋が累々と積み上げられているものですから、そこへ草木と同じような緑色の巨大なシートを福島弁でいうと「おっかぶせて」います。ですから一見して中身が何か分からないんですけど、ご丁寧にそこに「この除染土は適正な方法で管理されています」と書いてある看板が立てられています。でもその土もどうしようもなくなりまして、広く全国に拡散されようとしています。全村避難となった飯館村に長泥地区というところがあるのですが、帰還困難区域なのですが一部の住民たちがそこへ帰りたくてしょうがない。そのためには除染をしなくてはならない。その交換条件としてその汚染土を高速度道路の盛土に使わせてほしいというのです。福島県民はそういうふうに二重にも三重にも苦しめられています。盛土をしてフレコンバックをこれ以上増やさないと計画が経産省の下で進められています。テレビで見えていたら、その盛土の上にきれいな土をのせてそこを花壇にするという計画もあります。一見して花壇の花を愛でているようでそこへ近づいたら、被ばくするようなそんなことも計画されています。見えない形で未来世代へととんでもないものを残してしまっているのではないかと気がします。「だまし討ちの最終処分は許さない。公聴会を開催し、説明責任を果たせ」という声もあります。除染の交換条件として汚染土を使うというのは卑劣なやり方だと思います。

■原発避難なのに自己責任？

復興復興という名の下にどういう復興をしているのかが問われると思います。南相馬市では有名なタレントなどを呼んで音楽をやったりして人を集めて

イベントをする、それが何か復興だと勘違いしているように気がするんです。私は南相馬市の復興課というところに電話を入れました。私は避難民であるにもかかわらず1円も住宅補助を受け取っていないのですが、どうしてくれますかということを探ねたんです。対応した職員は最初に釘を指すんです。「青田さんからお聞きしたことは聞くことしかできません。聞くけども何の対策もできませんよ」と言われたのです。『みなみそうま』という広報誌が送られてきています。私は南相馬市の住民なものですからこれが送られてくるわけです。これが唯一南相馬市からの情報を伝えるものなのですが、私はほとんど目を通すことはありません。なぜかたいうところに書いてあることが信用できないからなんです。例えば環境放射線モニタリングの結果、つまり空間線量がどれだけあったかを毎月掲載しているわけですが、森林など何カ所か危険な場所はありますがほとんどが震災前と同じような状況なのです。空間線量も水道水についても軒並み「不検出」なのです。これを見たら何も問題はないというふうに思い込むようなものを広く市民に配布しているわけです。さらにご丁寧にこれについてコメントがついています。渡邊正己京都大学名誉教授による解説ということで毎回付け加えてあることは「今回の測定結果は、セシウム137は平均0.038 μ Sv、セシウム134は確認されず健康への被害は心配することはありません。」と必ず結論は決まっています。これを見るのが腹が立つような気がして送られてきても見ませんでした。そのために私のように住宅を借りている人間には「借り上げ住宅」という方法がありますが、ということが書かれていたらしいのですが、それを見落としていたらしいのです。そういう人はこれを送ったにもかかわらず手続きをしなかったのだから、あなたが悪いという言い方をされました。ですから私たちは制度は利用できずに全く自前で家を借り、避難生活を続けるという状況に置かれているわけです。多くの方がそういう手続きを知らなかったり、どういう方法でやったらよいのか分からなかったり

で、手続きしない人がたくさん残されているのではないかと思うのです。そのことを南相馬市に言っても「見なかったあなたが悪い」・・・つまり自己責任ということですね。

■甲状腺がんが増えている！

ところで甲状腺がんについてですが、福島では震災前と比べて子供の甲状腺がんが29倍になっています。今までは18歳未満の子どもの甲状腺しか発表されていませんでした。検査の対象も18歳未満でした。したがって18歳以降の大人の検査は自主的にやらなければならないか、あるいは甲状腺に異常を来してやるかのいずれかだったわけです。南相馬市の議員さんが数字の公開を求めて、初めて南相馬病院が出してきた数字があります。甲状腺がんは大人も含めて震災前の29倍です。白血病10.8倍。肺がん4.2倍。小児がんが4倍です。それに心筋梗塞。つい最近では私の同級生が亡くなりました。医師で診療中に倒れて救急搬送されたそうです。詳しいことは分からないのですが、そんな風に心臓や脳の病気で急死される方が周囲に増えている気がします。

■人災なのになぜ受忍？

最後に福島がどういう状況に置かれているのかということをおひとつの詩にしましたので、それを読んでおしまいにしたいと思います。「受忍」という言葉。聞いたときは何のことかと思いました。受け入れて忍ぶ、ということですね。読んでみます。

耐え難きを耐え

忍び難きを忍び

迷惑や損害を被っても受け入れて我慢しなさい

そう あなたたちは被害者ではない

これからは被害者とはみなさない

なあ 悪いことは言わないよ

国の方針に逆らって苦勞するより

流れに乗っていた方が賢いんだ

復興予算の金でも引っ張ってくる方が得策なんだよ

仮設住宅みてえなめくせものを
オリンピック前にさっさとぶっ潰しちまえと

国に呼応して避難民を追い出した県知事が再選された

これは去年のことです。その知事が再選されました。そして家を追い出された人たちはやむなく放射線量の高い福島に戻るひともあり、生活苦に追われながら暮らしているというのが実情です。これは福島だけの問題ではなくて、どこで同じような原発事故が起きても20ミリシーベルトまでは逃げなくていいんだという前例になってしまいます。これを撤回させるための闘いもやっています。

それからなぜ沖縄と福島の県民が悲惨な目に合うのか。でも違うところがあって、沖縄は米軍の基地があり問題になっていますが、沖縄県民は基地の共存できないという道を選ぼうとしています。ところが福島ではあの原発事故があったにもかかわらず、まだそこにしがみついて原発と共存していく道を選んでしまっている。沖縄の県民のプライドゆえのことでしょうか。ですから福島がこんな状況にあるのに何回選挙をやっても原発寄りの知事が選ばれてしまうということに絶望感にも陥りますが、そうもしてられません。今日は福島のことを耳を傾けていただき有難うございました。

Q：避難指示基準が福島だけ20ミリシーベルトで、他の都道府県は1ミリシーベルトであることに対して福島県民としてどう感じますか。

A：それは外国の方がはっきりおっしゃっています。なぜ怒らないんだと。そんな差別を受け入れているのか、ということなんです。福島県の人間が特別に頑丈だというわけでもない。この差別をどう理解してよいのか私も分かりません。本来はあそこは人が住めない場所だと思っただけなのですが、常磐線を全線開通しようとして躍起になっています。全線となる

と福島第一原発の直下を走ることになるわけです。そのために駅を一つずつ南下させて近づけているわけです。富岡駅の前に除染土が山と積まれていたものを別の場所に移したり、一般のゴミと混ぜたりして公共事業に使おうとしています。私自身は差別されることに怒っています。願わくば福島県民が原発事故を目の当たりにしてもう少し想像力を働かせて考えていなくては立ち直る機会というのはないんじゃないかと思います。

それから先に出てきた山下俊一さんは、福島は実験場になっているということを堂々と言っています。さらにヨウ素剤についてですが、住民運動によって全市民の分を用意させていたんです。私の夫も40年前から必ず準備しておくようにと働きかけていました。先ほどの農民連が何で早く飲ませないんだといくら要請しても聞く耳を持たないで、渡してくれませんでした。後ほど分かったことですが福島県立医大の医師、看護師及び関係者は自分たちは飲んでいたということが数年後に分かったのです。そういうことを考えあわせると、福島県立医大のやっていることは信頼できるんだろうかと思うのです。私にも年に1回、健康調査なるものが送られてきますが、それをまともに書いて返送することが馬鹿々々しい気持ちになります。

Q：前に「花は咲く」は嫌いだとおっしゃっていましたが、詳しく説明していただけませんか。

A：本当に花が咲くのならいいですよ。そうでないにもかかわらず、あの思わせぶりの歌をはやらせていることは何なんだろうと思うわけです。避難した当事者から言えば、あの歌は何なんだと思います。「3.11が近づくと」という詩の中でそのことに触れたことがあります。私たちを励ますつもりで合唱でこの歌が歌われたこともあったわけですが、歌った人が悪いわけではない。NHKがこういう歌を公募して、全国ではやらせて流していたこと



に違和感を覚えていたわけです。読んでみます。

3・11 近づくと

だんだん無口になっていく

食事の時も喋らない

3・11 近づくと

米がなくなる夢を見る

水がなくなる夢を見る

ガソリン並ぶ夢を見る

3・11 東北の遅い春

縄文以来の営みが 忽然と消えた日

村が消え町が消え 戸籍がゼロになった日

人々は何かに追われるように逃げて行き

何かがなん何かもわからぬまま

死んでいった

家畜も住処かもそのままにして

避難計画なんか

ちゃんちゃらおかしくて

合格しても安全とは言わぬ

規制委員会なんか

ちゃんちゃらおかしいが

再稼働のたんびに心が冷える

姑息な20ミリシーベルトで帰還させる

一度死んだ町に

亡霊のような人影と点滅信号

新築した移住者の家に

「原発賠償御殿！ 仲良くしない」

こんな落書き 同じ福島県民どうし

「花は咲く」なんて嘘だ

花なんか咲かないのに

思わせぶりの歌など歌わないで

あんな歌 歌わせないで

本当は聴きたくないのに

3・11 が近づくと

心が だんだん尖っていく

錐のように尖っていく

この詩をもって私の話を終わらせていただきます。



特別報告

原発訴訟はなぜ勝てないか？

どうすれば勝てるか

島田広弁護士

大飯3、4号機の差止裁判が終わってからかなり時間が経ちましたが、改めてあの裁判の中身について語っても始まらないだろうと考えて、標題のように大胆なテーマを掲げてしまったのですが、その答えは俺が教えてほしいよと思うくらいなのです。

これから裁判及び裁判以外の活動も含めて原発を止めるためにどうすればよいのかということで、一人の市民の立場で話をさせていただければと思います。

■訴訟の原点としての福島事故

訴訟の原点ということで福島の事故があるわけです。訴訟でもいろいろ強調してまいりました。放射線管理区域における5 mSvの年間積算線量になる地域が、国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）によれば1800平方キロメートルに及ぶとされています。東京ドームにして3万8千500個分に相当するということです。福島県全体の面積に対しては13%になる……。この面積を福井に当てはめると県全体の面積43%になる。とんでもない数字ですよ、ということを裁判所に訴えたわけです。

また放射線セシウム137の放出量は1万3600テラベクレル（東京電力平成24年推計値）で、どれだけ大きいのか想像もつかない数字ですけれども、ちなみに広島型原爆の推定放出量は89テラベクレルですから、広島型原爆153個分に相当する。保安院の推計によれば168.5個分が放出されてしまったわけです。とてつもない量の放射性物質をまき散らしてしまっただけです。さらにそれらを福井県に当てはめれば、滋賀県や京都も汚染され、

琵琶湖にも放射性物質がまき散らされてしまうということも裁判所に訴えました。

避難指示が出された福島県浪江町請戸地区での救助の様子などの写真を裁判所に示しながら、「原発事故で死んだ人は一人もいない」と言う人もいますが、それは大間違いだということを裁判でも訴えました。原発関連死・自死の被災者も後を絶たない……。原発さえなければという思いを抱えて亡くなられた方々もたくさんいらっしゃる。ということを背景に震災関連死の数は福島だけが突出して増え続けている。これが意味するところを司法には繰り返し訴えたわけです。

また経済的損失の面でも、廃炉の費用、除染の費用、汚染水の浄化の費用、賠償関連費用ということで政府の準備額は13兆円ということですが、試算では既にそれを超えてしまっている状況がある。このような悲惨な事故を再度起こしてしまっているのかということも訴えた結果、あの「樋口判決」があったということになるわけです。樋口判決については言うまでもないことなのですが、人々の生活の基盤を根底から覆してしまうという原発事故こそ国富を奪うものなのだとということも含めて大変素晴らしい内容だったわけですが、控訴審ではそれが覆されてしまったわけです。しかし負けはしませんでした。しかし控訴審での論争は内容的には圧倒的に樋口判決の正当性を証明するものであったと思います。

■島崎証言がハイライト

島崎邦彦さんの証言がひとつのハイライトだったわけですが、控訴審の判決を書いた内藤裁判長は福井地裁での樋口判決の直後に高裁（名古屋高裁金沢支部）に異動してきて、住民敗訴判決を書いて辞められたのですが、あの内藤裁判長が高裁にやってきて行った唯一の証人尋問が島崎さんの尋問だったということらしいです。元々高裁ではそれほど証人尋問はやらないのですが、それでも3年間在任していて証人尋問が一人というのは異常な気がします。それでも島崎さんだけはやらざるを得なかったという

ことだと思えます。しかし残念ながらその島崎さんの証言は素晴らしいものだったにもかかわらず、最初から判決に反映させるつもりは全くなかったということが分かりました。

しかし島崎さんの証言をきっかけとして、地下構造の詳細は分かっていないということを地震の専門家の立場で証言していただいた。新潟県にある東京電力の柏崎刈羽原子力発電所で起きた事故、機器が損傷したり、火災が起きたりしたあの事故（編注：2007年新潟県中越沖地震で起きた一連の事故のこと）がどうして起きたのかということが検証される中で、地下深くの褶曲構造において地層の歪みや地層がまっすぐになっていない不整形層があるからだというのです。地震というのは波ですから、歪んだ部分があると伝わり方が変化したり、凸レンズのように集まったりして波が大きくなることがあるわけです。関西電力は裁判で、自分たちはちゃんと調査をしているから、そのようなものは大飯の地下にはないと主張したのです。ところが私たちが専門家にみてもらったら、特異な地下構造がないという主張は、実際に特異な構造がないわけではなく、詳細に調べてないだけだということが分かってきた。関電が「特異な構造がない」として出してきた反射法地震探査による図からも、地層の歪みなど複雑な構造ははっきりと見えるのです。京都大学の防災研究所におられた赤松（純平）先生がそのことをはっきりと意見書の中で述べています。つまり大飯3、4号機は新潟の柏崎・刈羽原発のようなことにはならないんだという根拠は全くないわけです。

■島崎証言後も様々な問題が・・・

ですから島崎邦彦先生の証言をきっかけとして、さらに赤松先生による詳細の関電データの分析の結果を得ることができたわけです。調査をしっかりとしたというような関電の主張は根拠のないものですし、原発直下の地盤が固くて均質だから柏崎刈羽のような大きな地震動にはならないという主張も崩れ去ってしまった・・・にもかかわらずそれを合

格とした規制委員会の審査もめちゃくちゃだということが裁判の中で分かったのです。

島崎さんの証言のもうひとつのポイントは、入倉・三宅式の使い方が違っていることで大幅な基準地震動の過小評価となっているということです。最終的には修正もあったのですが、島崎先生が計算をやり直してみると、濃尾地震、北伊豆地震、浜通り地震、北丹後地震、鳥取地震、三河地震、兵庫県南部地震などの過去の地震について、入倉・三宅式を使って規制委員会で使われているやり方で計算すると、地震モーメントの観測値に対する割合は30～40%、せいぜいよくて50%という数値なのです。ですから入倉・三宅式の数倍の地震が来るということは明らかになっているということ、地震学者の専門家の立場で示していただいたわけです。ですから地盤が固くて安定しているといのも本当でないうえに、とんでもない過小評価になっているということです。

さらに結審後にいろいろでてきた問題ですが、大山大規模な火山の噴火があれば、大量の火山灰が大飯原発に降り注ぐ。大飯原発は層圧10センチまで大丈夫という話でしたが、30センチの降灰圏であることが明らかになった。これは国の原子力規制委員会も認めざるを得なくなりました。ということで大飯原発の危険性が規制委員会の検討によっても明らかになった。こういう新たな知見があることから審理を再開するように裁判所に求めたのですが、裁判所は全く意に介せず、判決を下してしまいました。

それから安全審査のステップにも欠陥があるということも訴えました。ですから、関西電力の訴えていた地域性の十分な調査、不確かさの十分な考慮、安全審査の厳しいチェックというものが根拠のないものであることが分かったわけです。ですから基準地震動が平均像で問題ないとする関西電力の主張は崩れてしまった。

これで普通であれば勝てるわけですが、控訴審判決は簡単な理由付けで住民敗訴となったわけです。

ただあの判決では、基準地震動の計算が誤差を含みうるものだということは否定できないと言っているのですが、それでは再稼働をどうするかは国会の方で決めてくれという司法の役割を放棄した判決になってしまっているのです。ただ原発の危険性自体は認めている部分もあったことは重要であると思います。

■なぜ勝てなかったか・・・問題は3つ

ではなぜ勝てないのかということです。3つの問題があると思っています。ひとつは訴訟構造の問題です。民事の差止訴訟ということで、考慮されにくい問題があるということ。2番目として最高裁の影響力があるということ。3番目として最高裁の問題を背景として司法の独立が脅かされているということが挙げられると思います。

ひとつ目の民事の訴訟の大きなハードルとしては、「高度な具体的危険性」を原告側が立証しなければならないということがあります。しかし原告側が立証しようとしても司法がそれを認めることに極めて消極的である。自分たちは科学技術の専門家ではないのだから、専門家集団である規制委員会の審査を良しとして住民敗訴としてしまう。住民の側は常識でおかしいだろうと主張しても立証責任のハードルを超えることはできない。また学者の協力を得ながら危険性を指摘しても、結局は国の安全審査というものがあるんだから、専門家が言っているんだから、ということで押しつぶされてしまう。住民勝訴を極めて困難なものにするような構造が訴訟の中にあつたということです。

これを樋口判決は万が一にも事故の起きる具体的な危険があれば差し止めるんだという福島の教訓を踏まえた非常に画期的な判決を書いたわけです。過去のたくさんの地震が基準地震動を超えているということ、そして地震に関する知見というのは不十分なものなのだとことを中心に据えて常識的なところで住民勝訴としたのですが、そういうふうな判断は高裁には引き継がれなかったのは残念なところ

です。この訴訟構造をどう打ち破るかというのがひとつの問題としてある。

■最高裁の影響

それから2点目の最高裁の影響力という点では、人事権の濫用というものを痛感しました。異常な人事のあり方として、名古屋高裁の金沢支部には当時の最高裁事務総長の大学の後輩で同期（同大学で同期は3人だけ！）の裁判官を配置して住民敗訴の判決を書かせる、そして福井地裁では樋口さんが残した仮処分を潰すために異議審において、最高裁事務局経験者3人を揃えて合議体を作り、「樋口決定」をひっくりかえした。これまで3人の最高裁経験者がそろって福井にやって来るなんてことはなかったことです。最高裁がその思惑通りの判決を書く人間を下級裁判所に割り当てていくということやってしまつては、住民側としては裁判を提訴するのが馬鹿らしいというか、話にならないですね。さらに最高裁の影響力行使の方法として「協議会」「研究会」というのがあって、この研究会というのは「複雑困難訴訟」特別研究会というものですが、2回行われていて、7年ほど前・・・つまり福島事故から1年も経過していない時期に行われた1回目の特別研究会では、「二度とこういう事故を起こさないように裁判官は安全性に踏み込んだ検討をしなければならないのでは」「伊方最高裁の判決（1992年）を守っているだけではだめなんじゃないか」ということが議論されたのですが、2回目の特別研究会では、全く雰囲気が変わってしまった。研究会のシンポジウムで呼ばれてきた学者が「現在の規制委員会は前の保安院とは違い機能している」とか「伊方最高裁判決の方式を維持すべきなんだ」というのが何人か集まったパネラーの共通の意見だったわけです。原発訴訟を担当する可能性のある裁判官が何十人か集められてそれに聞き入ることが行われているわけです。最高裁が暗にこういうふうやりなさいというひな型を示して、それに逆らうのならば人事権が行使されてどこかに飛ばされてしまうということが

実態としてあるように思えるのです。ここの部分でどうすれば勝てるかは分からないとしか言いようがないのですが、

■新たな闘い方・・・株主訴訟

訴訟構造から考えると、原発の具体的危険性を住民が立証しなさいというのはおかしいのかな、という思いはあります。今の裁判官の頭というのは「具体的危険性があるかどうか」ということに絞られてしまっていて、我々が問題にしている中で「原発って本当に必要なのか」とか廃棄物の問題とかあるわけですが、これらは全く裁判所では考慮されていない状況です。ともかく危険かどうかを立証しなさいと来るわけです。危険でなければ止めませんよ、となくなってしまっているのです。そこをどう打ち破るかも大きな課題となってきます。例えば隣の石川県では北陸電力に対する株主代表訴訟という形で取り組んでいると聞いています。住民の立場で差止をしてくれという場合の争点は危険性になるわけですが、株主代表訴訟では危険な原発を続けることが高コストだということで、株主が取締役の責任を追及するという形になるわけです。いずれにせよ今までのやり方を踏襲していてもなかなか難しいという気がします。

■裁判員制度を民事に拡大できない！？

それから最高裁を何とかしない、何をやっても無駄という感じもあるわけですが、これは大変なことではあります。ひとつひとつの訴訟についての批判も大事なのですが、例えば刑事事件だけではなく、民事についても裁判員制度を拡大すべきだと求めることもありだと思えます。また日弁連も言っていますが、裁判所が機能しないのであれば人権救済機関を作れという世論を高めていくということも一案かと思えます。

■最終的には息の長い市民運動を

それから司法の独立の形骸化ということで裁判官

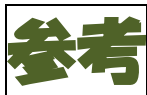
がいろんな形で圧力を受けるようになっていきます。最高裁からの圧力だけではなく、「司法リスク」という言葉がこの原発差止訴訟を機に公然と政治家などの間で言われるようになってきています。「樋口判決」あるいはその後の大津地裁での判決、あるいは広島高裁の仮処分での決定のように原発を止めろという判決が出されることは産業界にとっては非常に迷惑だ、これは司法リスクだから何とかしろという声が経済界においてあり、それに政治家と一緒に乗っかって、何か隙があれば裁判所を批判しようとしているわけです。そういう圧力もあるわけです。これを何とかしなければ良い判決は得られない。また原発のない社会を作ろうという合意形成がなされていって、それに多くの市民が賛同するようになれば司法リスク云々という圧力もかけにくくなるわけです。そういう市民レベルでの運動も必要であると思います。

これをやれば解決するという方法はなかなかなくて、長い時間がかかる。ひとつひとつできることをやっていくしかないだろうというところであり、雑駁な話ですが、私からの話は以上です。



*「どうしたら勝てるかは本当は僕も教えて欲しい」・・・と語る島田弁護士。裁判の途中で弁護団長を佐藤弁護士から引き継ぎ、控訴審でも一般の人々に訴えるためのビデオを作成するなど、法廷外の活動でも奮闘していただきました。多謝です。





参考 新潟県中越沖地震とは？

島田弁護士が触れた新潟県中越沖地震について、2019年9月11日現在の「ウィキ」をベースにして東京電力柏崎刈羽原発サイトの様子を要約しました。参考にしてください。

■ 火災発生

地震は2007年7月16日10時13分頃発生。東京電力の柏崎刈羽原発サイトでは、16日10時25分頃、3号機変圧器から火災が発生。3号機中央制御室でも100近くの異常を示すアラームに対応するために当直長ら5人の運転職員らは、変圧器火災の情報告知が知らされ、地元消防に通報を試みるが中央制御室に優先接続電話は無く、電話は繋がらなかった。3号機変圧器の火災現場では4人が消火を試みたが、消火栓の水は地震の影響でほとんど出ず、さらに緊急用の軽トラック搭載消火ポンプは失念していたという。自衛消防隊の招集も忘れていた。この時点で駐車場の第一運転管理部長は、「消火は出来ない」という連絡が入ったため、「地元の消防を待て」と指示した。周辺住民は外部からの携帯電話等の情報で発電所火災を知った。

■ 鳴り続けるアラーム

柏崎刈羽原子力発電所内の運転中の全ての原子炉は緊急停止した。ただし運転を管理する中央制御室では数十秒間にわたり続く揺れのために計器の確認が出来ない状況であった。全ての運転中の炉の中央制御室では、多くのアラームが鳴り続け、職員が対応に追われた。

発電所から地元刈羽村への連絡は地震発生から1時間以上経っても無かった。新潟県庁にも詳しい情報は伝えられなかった。各自自治体へ伝えられていた環境放射線の測定データも地震直後から途絶えていた。新潟県知事は最悪の場合を考え、地元自治体と住民避難の相談を始めていた。地震発生から約2時間後の12時10分、非番からの呼集で原発へ駆けつ

けた5人の地元消防の手で3号機変圧器の火災は消し止められた。

■ 炉心の冷却及びその他の出来事

原発サイトでは、3号機と4号機の炉心をスクラム後に冷やす2つの装置の内の片方が停止していて、1つの装置で2つを冷やす事の判断を迫られた。結局、炉心冷却を3号機優先することが決定された。この時、6号機建屋内で微量の放射性の水の漏洩が発見された。本来、放射性物質を扱わないフロアでの発見に3回にわたる試験と調査が繰り返され、漏洩発見から約6時間後にやはり放射性の水の漏洩であることが分かった。これは、後に上の階のプールの水が地震の揺れでこぼれたものが配線の隙間穴から階下へ流れたものであることが判明した。

その他、低レベル放射性廃棄物の入ったドラム缶400本が倒れた。うち39本のドラム缶は蓋が開いており、床の1カ所で微量の放射性物質汚染が確認された。6号機の原子炉建物内において鉄製クレーンの駆動部が損傷していた事も分かった。

■ 原発沖の活断層

新潟県中越沖地震後の2007年12月5日、東京電力は1981年の当発電所の設置許可申請の時点で長さ8kmと短く評価していた活断層の長さを新たに23kmと確認されたと発表した。活断層の長さは、原子力発電所から海岸線に沿って約11.5km東北に北上した地点と、発電所から海岸線に沿って約11.5km南西に南下した地点の両地点間、延長約23kmの海岸線をそのまま18.5km沖に平行移動した長さ位置に相当する。従来のあると考えられていた、長さ8kmの活断層は柏崎市椎谷のほぼ観音岬沖であり、その発表は従来と同じだが、長さ23kmに延長されたものであったとした。

渡辺満久氏は2007年9月に地球観測衛星「だいち」の合成開口レーダーのデータを分析した結果として「柏崎刈羽原発は活褶曲の真上にあるようだ」と発表している。